博士学位論文概要

18世紀における清朝のモンゴルに対する法支配

蒙古勒呼

1、問題意識

本論文は、18世紀におけるモンゴルの裁判制度の構造と運用実態、その歴史的変容、及び裁判における蒙古例適用のありかたを考察した上で、清朝がどのような原則に基づいてモンゴル地域社会における法制度を構築し、法支配を進めたかという問題を明らかにするものである。

17世紀初頭に遼東から興起した満州人の政権に由来する清朝は、18世紀の半ばまでにマンチュリア、中国内地、モンゴル、チベット及び新彊を順次支配下に収め、これらの各社会における既存のシステムや理念を維持する多元的な帝国へ成長した。こうした複合的国家構造に応じて、清朝は各社会にそれぞれの法典を頒布し、多元的な法秩序を形成した。一方、中国内地と異なり、清朝は間接支配地域であるモンゴル、チベットと新疆を「藩部」と呼び、中央に設置された理藩院の管轄下に置いた。清朝は理藩院を通じて、モンゴルに対する法支配を進めた。

1636年、内モンゴルは清朝の支配下に入り、盟旗制度の下に再編された。法的面で、17 世紀の末まで清朝は内モンゴルに成文法典である『蒙古律書』を適用し、旗・盟・理藩院と いう三段階の審級を創設し、上控制と覆審制を設けた。17世紀の末期から、清朝は黒龍江一帯に 進出するロシアに対抗するために、黒龍江に駐防八旗を設置した。それによって、盛京・吉林・ 黒龍江将軍が管轄する東三省は、西方では内モンゴルの東部諸旗と境を接するようになり、双方 の間に諸々の紛争が発生し、その法的な処理が求められる案件も激増した。また、内モンゴル において、内地の民人は人口激増や自然災害によって大量に流入し、農業や商業を営み、 モンゴル人と民人からなる複合社会が形成され、モンゴル人と民人の間の案件(史料上「交 渉案件」と呼ばれる)は多発するようになった。さらに、1691年、ハルハ=モンゴルがジ ュンガルの侵入によって清朝に服従し、ジュンガルと清朝は北アジアにおける覇権を爭っ た。こうした清朝の支配拡大に伴い、18世紀の初頭から、清朝はモンゴルに対する統治を 強化し、モンゴル地域における官僚システムと司法制度の整備を進め、清末に至るまでの制 度の基盤を作った。18世紀は、清朝の国家形成の重要な時期であり、モンゴルに対する清朝 の法的統合が完成した時期でもある。従って、18世紀におけるモンゴルの司法制度を研究 することは、清朝の国家形成と地域社会の統治との関係を理解する上で大きな意義を持つ と思われる。

18世紀におけるモンゴルの司法制度に関して、本研究では、覆審制や秋審制等の裁判制度及 び清朝が制定した蒙古例に焦点を当てて、これらの制度と法律はモンゴル地域社会でどのように 適用されたかを検討する。清朝の法制において、覆審制と秋審制は清朝政府に重要な制度として 位置づけられた。中国内地の法制によれば、軽微な刑事・民事案件は「州県自理」の案件として、案件を受理した州県の地方官によって処理される。人の命に関わる事件、盗難事件や徒刑以上の刑罰を伴う案件は、上部の官僚機関へしばしば上申され、刑罰の重さに相応しい官(死刑の場合は皇帝)が最後の判決を下す。これが覆審制と呼ばれた。また秋審制は、監侯とされた犯人を刑の執行に移すかどうかを問う再審理の制度である。この二つの制度は、皇帝のみが死刑の最終決定権を有することを宣示する重要な制度としてモンゴル社会に導入された。しかし、従来の研究は殆ど覆審制、秋審制や蒙古例の実効性を実証することに留まり、地域社会でどのように運用されたかについては、研究はまだ不十分である。これらの裁判制度と法律はすべて清朝が制定し、法的統合を達成するためにモンゴルに導入したものである。その運用実態を明らかにすることは、モンゴルに対する清朝の法支配を理解する上で最も有効であると思われる。

また清代モンゴルの法制史研究について、ここ数年裁判文書を利用して、モンゴルの司法制度がどのように適用されたかという法の実践をめぐる先行研究は多くなっている。しかし、その中で清朝政府がどのような契機で、またどのような認識の下でモンゴルの司法制度を制定・整備したかという問題に注目した研究が少ない。清朝の法支配を考えるにあたって、地域社会における司法制度の運用実態という視点のみならず、中央政府と地域社会との相互作用のプロセスの中で清朝の法支配を立体的に捉える視点も不可欠ではないかと思われる。

以上の問題意識に踏まえ、本研究は、主としてこれまでの研究で十分に利用されていない満洲語の文書史料を生かし、18世紀におけるモンゴルの裁判制度の構造と運用実態、その歴史的変容、及び裁判における蒙古例適用のありかたを考察した上で、清朝がどのような原則に基づいてモンゴルの地域社会における司法制度を構築し、法支配を進めたかという問題を明らかにする。

2、本論文の構成

本論文は五章をもって構成される。

第一・二章「清代帰化城トゥメト旗の裁判制度」と「乾隆朝におけるチャハル八旗の裁判制度―命盗案件を中心として―」では、帰化城トゥメト旗とチャハル八旗を事例としてこれらの旗における覆審制の構造とその歴史的変容及び蒙古例適用のあり方を検討した。帰化城トゥメト旗とチャハル八旗はモンゴル高原の南縁に位置し、南は内地の山西・直隷省と境を接していた。内モンゴルの諸旗の中で、モンゴル人と内地の民人間の交渉案件の覆審制が最も早期に整備された旗である。後に、長城沿辺の各モンゴル旗における交渉案件の覆審制はほぼ帰化城トゥメト旗のそれを援用したものである。

第一章において、まず、帰化城トゥメト旗の命盗案件については、覆審制の第一審手続きと上申手続きに焦点を当てた。得た知見をまとめると、次の二点を指摘できる。一つは、モンゴル人に関わる命盗案件の第一審手続きが会審制に一元化されたことである。雍正元年から乾隆四年までは、帰化城トゥメト旗と山西省の行政機関がそれぞれモンゴル人同士、

民人同士の案件を処理し、モンゴル人・民人の交渉案件の場合は、双方が会審して処理し ていた。しかし乾隆五年以降は、モンゴル人同士案件とモンゴル人・民人の交渉案件の第 一審が会審制に統一されたのである。もう一つは、上申手続が二通りから三通りへ変わっ たことである。雍正元年から乾隆四年までは、帰化城トゥメト旗と内地行政機関に準ずる 庁が犯人の所属に応じて覆審し、自らの上級機関へ上申していたが、乾隆五年に三通りの 上申手続が成立した。そのうち、「蒙古型」は、帰化城トゥメト旗が中心となり、当該地域 に駐在する山西省の行政機関も同時に覆審し、最終的に理藩院へ上申するものであり、モ ンゴル人同士の案件に適用された。「内地型」は、山西省の行政機関のみが覆審し、最終的 に皇帝へ上奏するものであり、民人同士の案件と民人が犯人であるモンゴル人・民人の交 渉案件に適用された。「折衷型」は、山西省の行政機関が中心となり、帰化城トゥメト旗も 同時に覆審し、最終的に皇帝に上奏する手続であり、モンゴル人が犯人である交渉案件(単 独犯、或は民人と共犯者になる)に適用された。さらに乾隆二十八年以降、それまで「折 衷型」で上申されていた案件は「蒙古型」に改められ、綏遠城将軍が理藩院へ上申するよ うになった。以上が、命盗案件に関して、帰化城トゥメト旗の裁判制度が変化した経緯で ある。変化をもたらした大きな要因は、清朝が同旗の裁判の効率と精度を向上させるため である。次に、軽微な案件について、明らかにした内容は次の二点である。第一は、モン ゴル人同士の案件の場合、参領がジャラン内の一般の軽微な案件を処理し、より大きな軽 微な案件は都統衙門によって処理された。第二は、モンゴル人・民人の交渉案件について、 裁判の効率を高めるため、清朝は庁側に単独で審理する裁判の主導権を与えたが、帰化城 トゥメト旗側は管下のモンゴル原告者を代表して再審を請求する、さらに再審において庁 側と会審を行う権限を有していた。

第二章において、まず、適用法に関しては、清朝は、雍正五年から乾隆元年まで蒙古例の康熙六年法と雍正五年法を合わせたチャハル専用法を適用した。乾隆元年から同七年まではチャハル八旗を八旗と一律化し、『大清律例』を適用したが、その後、犯罪をより厳格に取り締まるために、蒙古例が全面的に復活された。また、乾隆十二年には蒙古例と『大清律例』を折衷した法が適用された。この一連の調節は、清朝がチャハル八旗の「モンゴル」と「八旗」という両面的性格に応じて取った柔軟な手段であると考えられる。次に、モンゴル同士の命盗案件については、裁判の効率と精度を向上させるため、乾隆七年に帰化城トゥメト旗の第一審の会審手続きが援用され、総管が同知・通判と会審するようになった。しかし会審が不便であることから、この手続きは乾隆十二年に廃止された。また上申制が施行され、命盗案件は理事官一総管一刑部という順序で上申された。乾隆二十六年に、チャハル都統が設けられると、その後は都統が総管からの原案を覆審し、家畜窃盗案件を理藩院に、人命案件を刑部に上申するようになった。さらに、モンゴル人・民人交渉の案件については、裁判の精度と効率を高めるため、乾隆七年に帰化城トゥメト旗の上申手続きが援引され、内地行政機関が案件を上申することになった。乾隆二十六年以降、上申手続きはより属人的支配体制に基づくようになり、単独犯または共犯の首犯がモンゴル人である場合には、チャハル八旗

が原案を上申し、単独犯または共犯の首犯が民人である場合には、内地行政機関が上申する 仕組みが成立した。チャハル都統が上申する案件の中で、家畜窃盗案件は理藩院に、殺人案 件は刑部に上申されたと思われる。要するに、八旗とモンゴルの二重の性格を持ちつつ、さ らに旗と庁の二重行政システムを有することは、チャハル八旗の大きな特徴である。チャハ ル八旗の裁判制度は、清朝が犯罪を取り締まり、裁判の精度と効率を向上させるために、チャハル地域に八旗、モンゴル、内地行政機関の各要素が並存しているという特徴を活かして、 試行錯誤しながら生み出していったものである。

第三章「モンゴル旗と東三省との交渉案件の裁判制度」では、康熙~乾隆朝におけるモ ンゴル旗と東三省との交渉案件の裁判制度と適用法の問題を考察した。これは、第一・二 章で述べたモンゴル旗と内地直省との交渉案件の裁判制度と比較するためである。康熙三 十三年、清朝は盛京刑部に蒙古章京の職を設け、理藩院の者を任命した。これは、裁判効 率の向上を図りながら、接壌地帯における人間集団への制御を強化する手段である。裁判 の流れと手続きから見れば、まず、被告者の所属行政機関が交渉案件の審理を担当した。 訴訟等を提起する際に、原告者はまず自分の所属行政機関に通報し、執照を持参して被告 者の所属行政機関に訴えた。黒龍江の場合、軽微な交渉案件に関して、一般的には、被告 者側の行政機関が案件を裁いた後、判決を原告者側の行政機関に通知する必要がある。双 方が合意すれば、案件は完結するが、被告者側の行政機関が処理できない、或は判決に双 方が合意できない場合には、モンゴル旗と黒龍江側は会審し、それでも合意に達しない場 合は、盛京刑部のモンゴル章京と会審していた。重大な交渉案件に関しては、モンゴル旗 のザサクと黒龍江将軍は直接に会審を行い、犯人がモンゴル人である場合、擬罪後、黒龍 江将軍が案件を理藩院に上申していた。案件を処理できなければ、理藩院に移送した。以 上の裁判制度は清朝の属人主義的支配体制に即したものである。雍正六年、すべての交渉 案件はモンゴル旗の協理台吉と黒龍江側との会審で処理されるようになった。これは、清 朝が裁判の効率を改善するためである。雍正八年以降、モンゴル旗と寧古塔・盛京との交 渉案件も黒龍江のそれと一律化した。ところが、乾隆二年、裁判の効率がまた問題となり、 モンゴル旗と盛京との交渉案件の審理権は盛京刑部の手に移った。交渉案件に関わる適用 法問題については、康熙〜雍正朝において、モンゴル犯人に対して『蒙古律例』を適用し た事例もあれば、それに違反した事例も少なくない。清朝に禁止された示談も盛んに行わ れていた。しかし乾隆年間の裁判事例を見れば、蒙古例はそのまま適用された。恐らく清 朝とジュンガルの講和によって、北アジアの政局が安定し、モンゴル旗のザサクと黒龍江 将軍の自律性が低下した結果だと思われる。

第四章「ハルハ地域における法的推移の再検討――蒙古例の乾隆十二年法とハルハの「副将軍の法」を事例として――」では、蒙古例の乾隆十二年法、『ハルハ=ジロム』(以下HJと表記)の乾隆十一年法及び「副将軍の法」の性格と相互関係を明らかにし、ハルハ地域における法的推移を再検討した。雍正朝から乾隆朝初頭にかけて、清・ジュンガル戦争を契機として、清朝はハルハに対する統治を強化し、蒙古例の盗賊法をハルハに積極的に

適用した。こうした背景の下で制定されたHJ乾隆十一年法は、ハルハの王公たちが弁償や 犯人の護送等をめぐる不都合を解決するために、一方では蒙古例を骨格にしつつも、他方 ではハルハの固有の弁償方法を加味して作ったものである。次いで、乾隆十二年に保徳は ハルハ王公の意思、言い換えれば、HJ乾隆十一年法の内容を踏まえて、家畜窃盗事件を取 り締まる方策を提案した。清朝政府は彼の提案を採用し、ハルハ専用の乾隆十二年法を頒 布した。同法の条文は、蒙古例の康熙六年法と雍正五年法、ハルハ固有の弁償方法を組み 合わせたものである。乾隆十二年法の成立は、ハルハの固有法を積極的に取り入れ、柔軟 な手段でハルハを支配する清朝の姿勢を示している。結局、保徳の上奏を通じて、HJ乾隆 十一年法の殆どの内容は間接的に清朝によって追認されたのである。蒙古例が一方的にハ ルハに浸透するだけではなく、ハルハ側の意向も蒙古例の制定にある程度の影響を与えて いたことを示す一つの事例として理解することができよう。また、「副将軍の法」の内容 に対する分析によれば、同法は恐らく雍正六年から乾隆三年までの間に副将軍たちが制定 した法であり、蒙古例を導入して強盗を懲罰するために定めたHJ乾隆十一年法とは異なる ものである。「副将軍の法」と類似する法を適用した事例が乾隆五十四年頃以後にもあっ た。さらに、蒙古例の乾隆十二年法、HJ乾隆十一年法及び副将軍の法の性格と位置づけを 踏まえて、ハルハにおける法支配の推移をあらためて跡づけてみると、雍正年間以降の清 朝のハルハに対する支配の強化にともなって、蒙古例がハルハの固有法に取ってかわり、 優位に立ったが、ハルハの固有法は弱体化しつつも恐らく清代末期まで存続した、という 結論を得ることができる。

第五章「清朝前半におけるモンゴル朝審と秋審」では、雍正朝から乾隆朝前半までのモ ンゴル朝審・秋審制度の成立とその変容過程を詳しく検討してきた。明らかにしたところ をまとめると、以下の通りである。まず、清朝は、雍正元年からモンゴル人同士の案件と モンゴル・内地交渉の案件に対して朝審を適用し、モンゴル・盛京交渉の案件に対して秋 審を適用した。ザサク旗と帰化城トゥメト旗の案件に関わる朝審実務は、刑部の山東司が 担当し、理藩院が九卿会審に参与した。一方、チャハル八旗の案件に関わる朝審の実務は、 山東司以外の諸司が担当し、理藩院が九卿会審に参与しなかった。次に、乾隆五年から同 七年まで、モンゴル各地域の朝審は相次いで秋審へ変化した。帰化城トゥメト旗・チャハ ル八旗のモンゴル人と内地民人との交渉案件は、山西・直隷省側が上申することによって、 当該二省の地方秋審で取り扱われるようになった。他の地域におけるモンゴル死刑案件は、 旗側が理藩院に上申したので、地方秋審が設けられなかった。後に、直隷辺外のザサク旗 のモンゴル人と内地民人との交渉案件も直隷省側の上申によって同省の地方秋審にかけら れた。モンゴル秋審について、高遠拓児は、「監候判決を受け取った地方の官員によって その取扱いが二分されることが明らかとなった。まず、内地の官に身柄を管理された罪囚 については、通常の民人の案と同様の手順で処理されていった。一方、モンゴル地域の官 に身柄を管理された罪囚については、内地におけるような地方秋審は実施されず、モンゴ ルの官は秋審の判断には関わらなかった」と指摘した。 しかしこの観点には、やや不十分 なところがある。モンゴル監候犯人は皆庁の同知・通判、東三省将軍によって身柄を管理されたからである。どのような秋審にかけるかの選択は、擬罪の段階でどの行政機関が案件を上申することによって決まる。つまり秋審制は覆審制と密接な連係がある。清代を通して、秋審は極めて重要な意味を持ち、皇帝のみが死刑の最終決定権を有することを宣示するばかりでなく、死刑案件に対して、皇帝が刑罰を乱用せず、民の命を重んじて慎重に取り扱い、斟酌を繰り返した上で、「至公至当」を達成することを通じて、皇帝の恩・徳を表現する機能を果たした。清朝政府から見れば、モンゴルは内地直省と同様に皇帝の臣民であり、当然ながら秋審制度を守るべきである。一方、清朝は、八旗、モンゴル、内地直省の三つの行政カテゴリーがそれぞれ独立し、並行関係を保ちつつ、皇帝のもとに統合される支配体制を築いていた。従って、清朝は、秋審制をモンゴル地方に適用する時、中国内地の秋審制をそのまま導入するのではなく、ある程度の調整を加えた。本章の考察結果からは、清朝がモンゴルを全国の統一的な司法制度のもとへ統合しながら、監候刑の実施、監候犯人の収監地、死刑案件の種類、各旗の統属関係など諸要素を考慮し、柔軟な手段でモンゴル地方の特殊な状況に即したモンゴル秋審を作り出したことがわかる。

結論では、各章で述べた内容をまとめ、覆審制と秋審制の運用実態、歴史的変容とその原因及び蒙古例適用のあり方を分析し、清朝は主として①裁判を効率化する、②属人主義的支配体制を維持する、③地域社会の特徴に応じるという三つの原則に基づいて、モンゴルに対して法支配を進めた、という結論を提示した。